

佐倉市ひきこもり訪問サポーター派遣事業

ひきこもりの状態にあるかたの自立及び社会参加の促進を図ります

【対象者】 ひきこもりの状態にあるかた

※ひきこもりとは、原則的に6ヵ月以上にわたって仕事や学校に行かず家庭にとどまり続けている状態ですが、他者と交わらない形での外出をしているかたを含みます。

※ご家族からの相談でもお受けできます。

※ご本人の身体・精神状態によりご利用いただけない場合もございます。

【内容】 福祉や心理等の資格を持つ相談員と、研修を受けたサポーターが支援を行います

◎初回訪問：相談員及びサポーターが訪問、本人・家族と面接し支援計画を作成

◎電話・メール相談：本人や家族からの随時の相談

（時間帯等で受けられない場合、折り返しになる場合もあります）

◎継続訪問：サポーターの定期的な訪問

◎同行支援：本人の外出へのサポーターの同行

※訪問及び同行支援を受けられるのは原則としてどちらかを月1回までです。

※相談員及びサポーターは、市に登録した事業所から派遣されます。

※利用者及びその家族の秘密は守られます。

【手続き】 裏面の流れを参照してください

【問合先】 佐倉市役所 福祉部 障害福祉課

（電話）043-484-4153

（FAX）043-484-1742

（メール）shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

<佐倉市ひきこもり訪問サポーター派遣事業利用の流れ>

1. 市への相談

- ・ひきこもり状態にあるかたのご家族から市(障害福祉課)へ相談してください。事業の詳しい内容をご説明します。

2. 申請

- ・「佐倉市ひきこもり訪問サポーター派遣事業利用申請書」を市へ提出してください。

3. 派遣決定

- ・申請の内容を確認し、市から本人宛に決定通知書を送付します。
- ・訪問する事業所宛にも、市から依頼書を送付します。

4. 初回訪問

- ・事業所から本人宅へ連絡の上、事業所の相談員及びサポーターの2名で訪問します。
- ・本人や家族と面接し、支援計画を作成します。

5. 支援計画に沿った継続支援

- ・「電話・メール相談」:本人や家族からの随時の相談(時間帯等で受けられない場合、折り返しになる場合もあります)
- ・「継続訪問」:研修を受けたサポーターの定期的な訪問
- ・「同行支援」:本人の外出へのサポーターの同行
※訪問及び同行支援を受けられるのは原則としてどちらかを月一回までです
- ・利用料は無料ですが、同行支援にかかるサポーターの交通費等の実費は利用者側でお支払いください。

6. 利用終了

- ・本人がひきこもりの状態から抜け出すか、他の支援を受けられるようになれば支援は終了します。
- ・支援の決定期間は年度末までです。翌年度も継続して利用したい場合は、4月に入ってから改めて申請書を提出してください。